

# 京都府行政運営の基本理念・原則

## となる条例（仮称）案

<骨 子>

## 京都府行政運営の基本理念・原則となる条例（仮称）案の骨子

※この骨子は、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会」の検討報告書（平成22年3月）に基づいて、まとめたものであり、府民の皆様の御意見を伺うためのものです。

### 【条例制定の基本的な考え方】

条例制定の背景や条例の目的等について基本的な考え方を示します。

#### 【府の特徴や独自性】

- 私たちの京都府は、古くから進取と自治の気風にあふれ、人と人との絆や、人と自然の調和の中で、生活、産業、文化、芸術、学術など様々な分野において多様性を受け容れ、南北に長い各地域が交流を重ねながら、自主と自立を尊ぶ府民のたゆまぬ熱意と努力により、豊かな個性や美しい環境をはぐくみ、特色ある伝統や文化をかたちづくってきたこと

#### 【条例制定の背景】

- 時代や社会情勢の急速な変化が生み出す多様な課題が私たちの社会生活に様々な影響を与える中で、将来にわたって誰もが安心して育ち、学び、働き、そして健やかに暮らすことができ、人が人として生きる喜びを分かち合い、府民が幸福を実感できる社会をつくるため、地域の実情を知る地方公共団体には、地域の状況に応じて課題解決を図ることが求められること

#### 【条例制定の前提となる考え方】

- そのため、府は、府民誰もが大切にされる社会、思いやりの心で支え合う社会を目指し、府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重と、府民が主役となる住民自治を府政の基本に置いて、府民が自治の意識の下でつながるとともに、各地域が永い歴史の中でつちかってきた環境や文化の財産を生かしながら相互に活発な交流や協働を進めることができるよう、努めていかなければならないこと
- また、府は、府民に最も近い地方公共団体である市町村の活動を尊重し、対等な関係の下で連携と協力を深めるとともに、府民、民間の団体等地域社会の多様な主体が支え合い、公共的な役割を担うことができ、自由で多彩な活動ができる環境を整えていかなければならないこと

#### 【条例の目的】

- このような認識のもと、住民自治を基本とする府政を進めていくことを目指し、府政運営や地域づくりの基本となる考え方、府政運営の行動原則等を明らかにし、府民の合意の下でこれを共有するため、府政運営の基本となる条例としてこの条例を制定するものであること

## 【基本理念】

府政は、次に掲げる3つの基本理念を大切にされて行われるものとします。

### 【人を大切にし、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくり】

府民誰もが人間として大切にされ、社会の一員として参画することができ、多様な価値観のもとで、つながり、支え合う、人にやさしい社会を実現すること

### 【府民が自ら主役となり、地域の魅力を高める自立した社会づくり】

府民の自主的な活動が大切にされ、地域の魅力を高め合う自立した社会を実現すること

### 【多様な主体がともに役割を担う社会づくり】

府、市町村、府民、民間の団体等がともにその役割と特性を生かして、連携・協働をし、地域の課題を解決するための活動が豊かに展開される社会を実現すること

## 【基本原則】

府政は、前項の基本理念に基づき、次に掲げる5つの府政運営の具体的な行動原則（基本原則）に従って、行われるものとします。

### 【①府民が起点となり、府民が活かされる府政運営】

- 府政運営は、自治の主役である府民が起点となり、府民生活において府民が何を求めているかを十分に把握し、府民の期待にこたえることができるように、行われること
- 府政運営は、府民及び地域の持つ力が引き出され、相互に働き合って、最大限活かされるために必要な環境が整えられるように、行われること

### 【②府民に明確な将来ビジョンを示し、府民の安心と活力の向上を支える府政運営】

- 府政運営は、府の目指す方向性を、府民参画の下、将来構想、基本計画等の形で明らかにし、府民がこれを共有することができるように、行われること
- 府政運営は、府民の社会的な立場や状況及び地域の実情を踏まえ、府民が安心・安全で生きがいや希望のある生活を送ることができるように、行われること
- 府政運営は、効果的かつ効率的な事業の実施、健全な財政運営等により、長期的に安定した財政基盤の下、持続的かつ自立的に施策等が展開されるように、行われること

### 【③府民によく見える、信頼される府政運営】

- 府政運営は、府政に関する情報について、多様な方法で、かつ、わかりやすい形で積極的に提供し府民との共有を図り、府民への説明責任を果たすことにより透明性を確保するように、行われること

- 府政運営は、府民の視点から法令遵守の徹底を図るとともに、個人情報保護等適正な執行が保障されることにより、公平かつ公正に進められ、府民の信頼を得られるように、行われること

#### 【④府民の参画と協働を尊重し、支える府政運営】

- 府政運営は、府民の誰もがその立場や状況に応じて、その自由な意思により、様々な手法で社会の活動に参画できるように、行われること
- 府政運営は、政策の立案、実施及び評価等の過程に府民が参画できる機会が適切に確保されるように、行われること
- 府政運営は、府民、民間の団体等が地域の課題解決等のために行う活動を尊重するとともに、必要に応じてそれらの活動を支え、協働できるように、行われること

#### 【⑤市町村等との連携・協力による府政運営】

- 府政運営は、市町村との適切な役割分担の下、十分な連携と協力により、地域の行政課題に的確に対応した、府民にとって効率的で便利な行政サービスが提供されるように、行われること。いわゆる政令指定都市である京都市とは相互の関係を踏まえて府市協調が進められるように、行われること
- 府政運営は、地域の持つ特性を生かし、互いに良い効果を引き出し合う広域的な施策や、府が持つ資源を生かした専門性の高い施策、市町村間の均衡を支える施策を実施するなど、総合的な調整の役割を果たすように、行われること
- 府政運営は、府域を越えた行政課題等について、国、他の地方公共団体等と連携及び協力してその解決が図られるように、行われること

#### 【知事その他の執行機関の責務】

知事その他の執行機関の責務として次の事項を定めます。

- 知事その他の執行機関は、基本理念及び基本原則に基づいて、府民が府政に関する情報を知ること、府政に参画すること、府政による行政サービスの提供を等しく受けること等ができるよう府政を運営する責務を負うこと
- 知事その他の執行機関は、基本理念及び基本原則に基づいて必要な条例、計画、要綱その他の制度、手続を整備し、又は充実に努めなければならないこと
- 知事その他の執行機関は、基本理念及び基本原則に基づく府政運営の実現に必要な組織の整備を行うとともに、府民とともに地域の課題に対応し、府政運営を担う能力を有する職員の育成に努めなければならないこと

**【知事と議会との関係の基本】**

知事と議会との関係について、議会との協議、調整を踏まえて、基本となる事項を定めます。